

平成 26 年 度



政府統計

学 校 基 本 調 査 の 手 引

— 学 校 調 査 —

(学 校 用)

幼 稚 園

ま え が き

学校基本調査は、我が国の学校教育に関する最も重要な調査の一つで、基幹統計を作成するための調査であり、昭和 23 年から毎年実施しています。幼稚園から大学まで全国すべての学校を対象に、その学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況、施設、経費等の基本的事項についてもれなく調査されます。

この「手引」は、幼稚園の調査票作成者のために作成したものです。「手引」の説明を熟読して、本調査の意義及び重要性について十分理解の上、所定の調査票を正確に記入・作成してくださるようお願いいたします。



文部科学省

Ⅲ 調査票の作成要領

調査票の作成に当たっては、以下の説明により正確に記入してください。

1. 数字の記入方法等

(1) 調査票の各欄に数字を記入する際は、各欄の桁目ますの右側につめて記入します。例えば

--	--

 の欄に「35」と記入する場合は、

3	5
---	---

 のように記入します。また、該当する数値がない場合は、空欄のままとし、「0」は記入しません。

(2) 数字は1桁ごとますに1字ずつ、ていねいに記入し、桁目からはみ出さないようにしてください。

(3) 各調査事項の欄外にある

※
1 0 1 0

 は、電算処理のために必要なものですので、調査内容と直接の関係はありません。

(4) その他、都道府県から指示があった場合には、その指示に従って調査票を作成してください。

2. 「都道府県番号」及び「学校調査番号」は次の方法により必ず記入してください。

(1) 「都道府県番号」

調査票の欄外にある「都道府県番号」欄は、次の「都道府県番号一覧表」により記入してください。

都道府県番号一覧表

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	08	茨城	15	新潟	22	静岡	29	奈良	36	徳島	43	熊本
02	青森	09	栃木	16	富山	23	愛知	30	和歌山	37	香川	44	大分
03	岩手	10	群馬	17	石川	24	三重	31	鳥取	38	愛媛	45	宮崎
04	宮城	11	埼玉	18	福井	25	滋賀	32	島根	39	高知	46	鹿児島
05	秋田	12	千葉	19	山梨	26	京都	33	岡山	40	福岡	47	沖縄
06	山形	13	東京	20	長野	27	大阪	34	広島	41	佐賀		
07	福島	14	神奈川	21	岐阜	28	兵庫	35	山口	42	長崎		

(2) 「学校調査番号」

欄外にあるこの欄には、都道府県から通知された「学校調査番号」を記入します。例えば、4番の場合は「0004」、24番の場合は「0024」、124番の場合は「0124」と記入します。特別に番号変更の通知がない場合は、前年度と同番号です。

＜廃校になった学校について＞

平成 25 年 5 月 2 日から平成 26 年 5 月 1 日までの間に廃校になった学校についても、調査票の提出が必要です！

○学校調査票 → 「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白（電子調査票の場合は、メモ欄）に「廃校」とその「年月日」を朱書して（電子調査票の場合は黒字で可）提出してください。また、前年度調査の項目に記入漏れがないか、確認してください。

○学校施設調査票 → 提出の必要はありません。

3. 調査事項の説明

3 設置者別

4 本園分園別

該当する項の番号を、左下の^{ます}桁目に記入します

「3 設置者別」欄については、一般財団法人及び公益財団法人は、「32 財団法人立」を、一般社団法人及び公益社団法人は、「33 社団法人立」を選択してください。

5 認可定員

幼稚園の定員として都道府県から認可を受け、又は届け出た上で学則（園則）に記載されている総収容定員を記入します。

なお、定員が年齢別又は教育期間別に認可されている場合でも、これらを合計した総収容定員で記入します。

6 教員数

① 本務、兼務の区別は、原則として辞令面によります。

※公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とします。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

② 辞令面ではっきりしない場合は、俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている幼稚園を本務とし、それ以外は兼務とします（2 校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時間の多い方を本務とします。）。常勤の講師が 2 以上の幼稚園に勤務している場合も、上記により本務・兼務を区別します。

ただし、本園と分園の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ記入します（はっきりしない場合は、本園の調査票に記入してください。）。

③ 本務者には休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者（以下休職者等という。）を含めるが、兼務者には含めません。

④ 非常勤の講師は兼務者として扱います。

⑤ 「教員数」の各欄は、次の区分により記入します。

* 「園長」、「副園長」、「教頭」

：学校教育法施行規則第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条により園長、副園長又は教頭として採用されている者を記入します。分園長は「園長」として扱いません。「分園長」で幼稚園教諭免許状を有する者は「教諭」に、免許状を有しない者はその職務内容に応じて「教育補助員」又は「事務職員」等とします。

* 「主幹教諭」、「指導教諭」、「教諭」、「助教諭」、「講師」

：幼稚園教諭免許状又は同助教諭免許状を有する者のみ記入してください。

* 「養護教諭」、「養護助教諭」

：養護教諭免許状又は同助教諭免許状を有する者のみ記入してください。

* 「栄養教諭」：栄養教諭免許状を有する者のみ記入してください。

* 「教育補助員」

：上記「園長」～「講師」のいずれの項目にも該当せず、教育活動の補助に当たっている者がいた場合に記入してください。

7 職員数(本務者のみ)

すべて辞令面により、本務者のみ記入します。本務者の定義は、教員の場合に準じます。また、日々雇用の非常勤職員でも臨時に雇用されている者と区別できる常勤的非常勤職員（①学校の職員として正式に発令されており、②勤務形態が本務の職員とほぼ同じであり、③任用期間が実態として1年以上継続することが明らかであり、④規定による給与が支給されている者をいう。）を含めます。私費負担の職員も含めます。

*「事務職員」：事務に従事する者（事務主事，事務主事補，事務員等の名称で発令されている者）をいいます。

*「養護職員（看護師等）」：看護師（准看護師含む），保健師など養護をつかさどる職員をいいます。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

8 「6」の本務者のうち休職等教員数（再掲）

①「6」の本務者のうち休職者（理由別）及び育児休業者を記入します。

②「休職者」とは、公立の場合は、休職の発令があった者をいい、国立及び私立の場合もこれに準じます。休職の理由は、休職になったときの発令内容によります。

*「結核」：教育公務員特例法第14条による休職者数を記入します。

*「育児休業」：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第2条、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第5条の規定により育児休業をしている者の数を記入します。

9 「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）

「産休代替教職員」及び「育児休業代替教職員」欄は、現に任用されている産休代替者及び育児休業代替者の職名により該当欄に記入します。

*「産休代替教職員」

：女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項又は第5条によって任用された教員又は職員をいいます。

*「育児休業代替教職員」

：公立の学校においては「地方公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第110号）第6条第1項、国立及び私立の学校においては「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第22条によって任用された教職員をいいます。

10 学級別年齢別在園者数

次の各調査事項の説明に従い、8ページの「記入例による説明」にならって記入してください。

①「学級」は、5月1日現在届出をしている等、正規の手続を完了（5月1日現在届出をしていないが、学級が編制されており、届出をするための手続が現在進行中であり、届出をすることが確実である場合を含む。）している学級とし、1学級ごとに横に1段ずつとり、その学級の名称を「学級名」欄に記入します。

なお、災害等のため臨時に学級編制を行っている場合は、本来の学級編制により記入するものとします。

② 「在園者数」は、5月1日現在当該幼稚園の在園者として指導要録が作成されている者の数を学級別・年齢（平成26年4月1日現在の満年齢（*3歳児のうち、平成23年4月2日から平成23年5月1日生まれの者については便宜上、3歳児の欄に記入する。））別に記入します。また、在園者数は当該幼稚園への入園時の年齢別に記入します。

→（例）・本年4月を待たずに前年度間途中に入園した満3歳児の者は、「3歳児」の「前年度間入園」欄に記入します。

・3歳児（満3歳児）で当該幼稚園へ入園し、本年4月1日現在5歳児の者は、「5歳児」の「3歳児入園」欄に区分し記入します。

・5歳児の者が他の幼稚園から、当該幼稚園に入園した場合は、「5歳児」の「5歳児（本年度）入園」欄に区分し記入します。

11 修了者数（平成26年3月修了者） **廃校も調査対象**

平成26年3月に、幼稚園を修了した者を記入します。

年齢早見表

満年齢	生年月日の範囲
3歳	平成22年4月2日～平成23年4月1日
4歳	〃 21年 〃 ～ 〃 22年 〃
5歳	〃 20年 〃 ～ 〃 21年 〃

〔「10 学級別年齢別在園者数」の記入例の説明〕

10 学級別年齢別在園者数（学級ごとに1段ずつって記入する。）																						
学級名	年 齢											計										
	3 歳 児			4 歳 児			5 歳 児			計												
	本年度入園		前年度入園	3 歳児 入園	4 歳児 (本年度) 入園	3 歳児 入園	4 歳児 入園	5 歳児 (本年度) 入園														
	平成23年4月 2日～平成23 年5月1日 生まれ	平成22年4月 2日～平成23 年4月1日 生まれ	平成22年4月 2日～平成23 年4月1日 生まれ																			
さくら組	4	0	1	0	1	1	5	4					2	0								
はと組	4	0	2	0			8	2	1	3	1	2		3	5							
ゆき組	4	0	3	0					1	5	1	8		3	3							
つき組	4	0	4	0							1	4	1	4	2	8						
すみれ組	4	0	5	0							1	5	1	3	2	3	0					
りす組	4	0	6	0																		
組	4	0	7	0																		
各在園児の年齢別及び入園時の年齢により区分して記入します。																						
組	4	1	9	0																		
組	4	2	0	0																		
計	計	※	4	4	1	0	1	2	3	6	2	8	3	0	2	9	2	7	2	1	4	6
	計（再掲）	男	※	4	4	2	0	1	1	2	2	1	4	1	5	1	5	1	4	1	7	4
	女	※	4	4	3	0		1	1	4	1	4	1	5	1	4	1	3	1	7	2	

- 3歳児の学級
- 3歳児と4歳児の学級
- 4歳児の学級
- 5歳児の学級
- 在園児のいない学級

Nとは、学級は設置されているが、5月1日現在在園児がいないことを示します。なお、この場合、年齢別の箇所には何も記入しないでください。

学級数が21以上あり、1枚の調査票では書ききれない場合は、2枚目の調査票を作成します。この場合、2枚目の調査票には、「幼稚園の所在地」、「幼稚園名」、「報告者」、「取扱者氏名」、「都道府県番号」及び「学校調査番号」を記入し、学級名の隣の3桁の数字は「421」から書き直して記入します。

なお、「計」欄は、2枚目を含めた合計数を1枚目に記入し、2枚目の「計」欄には記入しないでください。

学級名については、電子調査票の欄に入らない場合は適宜省略して構いません。